皇室事項

御消息

天皇陛下は、マラウイ大統領アーサー・ピーター・ムタリカ閣下の大統領就任につき、十月二十七日御祝電を発せられた。

官庁発表

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金（令和６年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月31日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,048円」を「１時間1,113円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月31日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第２号中「，押出しを含む」を「、押出しを含む」に、「，補助的経済活動」を「、補助的経済活動」に改める。

第４号中「１時間993円」を「１時間1,180円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成26年大阪労働局最低賃金公示第５号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月31日

大阪労働局長　高橋　秀誠

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1　適用する地域　大阪府の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　はん用機械器具製造業

⑵　生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業に限る。）

⑶　業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業に限る。）

⑷　暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業

⑸　金属線製品製造業（ねじ類を除く）

⑹　船舶製造・修理業、舶用機関製造業

⑺　⑵から⑹までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

⑻　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑹までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,197円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。